○農林水産省告示第七百三十三号

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年農林水産省令第二十四号）の施行に伴い、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　齋藤　健

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示

第一　平成十六年六月二日農林水産省告示第千百二十七号（家畜伝染病予防法第六十条第一項第六号から第九号までの規定に基づき、農林水産大臣の指定する薬品等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十条第一項第六号の農林水産大臣の指定する薬品は、次に掲げるものとする。 イ　家畜防疫員が家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第三十条第二号及び第三号の消毒の基準並びに第三十三条の四に規定する消毒の方法に基づき消毒する場合に用いる薬品 ロ～ヘ　（略） 二～四　（略）	一　家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十条第一項第六号の農林水産大臣の指定する薬品は、次に掲げるものとする。 イ　家畜防疫員が家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第二及び別表第三に規定する消毒の基準に基づき消毒する場合に用いる薬品 ロ～ヘ　（略） 二～四　（略）

第二　次に掲げる告示は、廃止する。

一　平成十年三月二十六日農林水産省告示第五百十二号（家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第九号の農林水産大臣の指定する馬を指定する件）

二　平成十六年六月二日農林水産省告示第千百二十八号（家畜伝染病予防法施行規則別表第三の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品及び別に定める使用の方法を定める件）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第七百三十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　区域及び期間

㈠　区域

次の表の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。

都道府県名	市町村名
岩手県	盛岡市、一関市、大船渡市、陸前高田市、岩手郡岩手町並びに紫波郡紫波町及び矢巾町
宮城県	気仙沼市
秋田県	大館市、鹿角市、鹿角郡小坂町及び山本郡八峰町
新潟県	佐渡市

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

㈡　期間

平成三十年四月二十二日から平成三十一年三月二十二日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布若しくは当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び剝皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の㈠に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件からみて、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五　その他必要な事項

㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

㈡　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈢により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

㈢　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

㈣　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

㈤　農林水産大臣は、㈣の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第七百三十五号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　齋藤　健